資料１　「自殺予防に関するQ&A」

Q１　「死ぬ、死ぬ」と言う人は死なないと言うのは、本当でしょうか。

A１　 自殺に関しては広く信じられている誤解がいくつもありますが、これは

その典型例です。実際には、自殺してしまった人のほとんどが最後の行動

に及ぶ前に必死になって救いを求める叫びを発しています。そこで、それ

を受けとめることが自殺予防の第一歩となります。相手は誰でもよいとい

うわけではなく、この人ならば真剣に受けとめてくれるはずだという人を

意識的、無意識的に選んで「死にたい」「自殺する」と打ち明けてきてい

ます。

「自殺したい」などと打ち明けられると、そのような気持ちを聞か

された人は強い不安に襲われます。そして、不安のあまり、話をそらそう

としたり、激励したり、叱ったりしかねません。しかし、まず徹底的に聞

き役に回ってください。絶望的な気持ちを正面から受けとめてくれる人が

いることは、自殺予防の第一歩となるのです。

Q2　　昔に比べると、とても陰湿ないじめが子供たちの間にあるのは事実だと思いますが、いじめだけが自殺の原因なのか考えてしまうことがあります。

A2　　マスメディアが大々的に報道するため、青少年の自殺が最近急増してい

るかのような印象を受けますが、青少年の自殺は昔もそして今も深刻な問

題です。自殺は多くの要因からなる複雑な現象であって、原因と結果を単

純にひとくくりにはできません。もちろん、いじめが些細（ささい）な問

題だなどと言うつもりはなく、我が国の社会の病理を表している深刻な問

題です。

最近では、子供の自殺というと、すぐに「いじめ自殺」といった

捉えられ方がされます。自殺の原因は複雑です。自殺に至るまでには長い

道のりがあり、ひとつだけではなく、いくつもの問題が積み重なっている

のが一般的です。そして、葛藤が大きければ大きいほど、表面的にはごく

些細に思える出来事がきっかけで自殺が起きることもあります。

Q3　　子供が落ち込んでいるからといって、何とかそれから立ち直るのが自然であって、精神科医に見せたりするのもかえって問題ではないでしょうか。

A3　　目の前にいる子供がいつか悩みから立ち直るはずだ、立ち直ってほしい

と教師が考えても当然だと思います。そして、残念ながら、我が国では今

でも心の病や精神科受診に対して強い抵抗があります。

自殺の危険がある人全てに何らかの心の病にかかっていると言うわけで

はありません。何らかの疑いを持ったら、専門家の意見や助言を聞いてみ

てくださいということなのです。

中学生や高校生くらいになると、大人と同じような形で、うつ病や統合失調症といった心の病を発病し、それが自殺の危険と強く結びついていることがあります。そのような場合には精神科治療が欠かせません。背景に潜んでいるかもしれない心の病に気付かないで、本人を支えようとしても、根本の解決にならないこともあるのです。

Q4　　教師にできること、できないこととは何でしょうか。

A4　　自殺予防では、関係者がそれぞれの能力と限界を見極めておくというの

は大切なことです。真面目な先生ほど、子供の悩みを一人で抱えこんでし

まい、他に協力を求めることは敗北だなどと考えがちです。また、子供か

ら自殺願望を打ち明けられたものの、「誰にも言わないで」と言われたた

めに、それを秘密のままにしておかなければならないと考える先生もいま

す。

心の支えになろうという姿勢は大変尊いものです。しかし、いくら熱

心な教師であっても24時間子供と一緒にいることはできません。また、あ

る年月が過ぎれば、子供は学校から巣立っていきます。

教師として子供をどのように支えていくことができるのか、家族と協力して子供の孤立感にどのように働き掛けていくのかよく考えてください。また、自殺の危険の背景に心の病が疑われる場合には、医療機関との連携も重要です。

Q5　　精神科というと敷居が高いです。いざ相談に乗ってもらいたいと思っても、どこで情報を手に入れたらよいかわかりません。

A5　　心の問題を扱う専門家としては、精神科医ばかりでなく、臨床心理士、

精神保健福祉士、精神科看護師、カウンセラー、電話相談員など様々な分

野の人がいます。各都道府県や政令指定都市には精神保健福祉センターが

設置されているので、地域の専門家を紹介してもらうこともできます。学

校と専門家が日頃から緊密な関係を打ち立てておくことが大切です。

既に精神科治療を受けている子供がいる場合は、保護者や本人の同意を

得た上で、学校側も担当医と話し合う機会を持ってください。子供を治療

していく際に、本人、家族、学校、医療機関が協力していく必要がありま

す。学校や家庭での様子はどうか、入院から外来治療に移るに当たって学

校や家庭でどのように対応してほしいかなど、精神科医が知りたい情報は数多くあります。

Q6　　医療機関への受診を勧めたい子供がいるのですが、どのように保護者に伝えればよいのでしょうか。

A6　　前提として日頃から保護者との信頼関係を築いていることが重要です。学校として医療機関受診を考えるに至った本人の学校での様子を誠実に伝えるとともに、保護者からも家庭での様子を丁寧に聞き、本人に関する心配・不安を共有します。その上で、そのような本人の状態は本来の姿とは

異なっており、何らかの心身の不調が生じている可能性が考えられるとし

て、医療機関への受診を勧めます。初めから心療内科や精神科への受診に

抵抗があるようなら、小児科などのかかりつけ医を経て、医師から適切な

科へ紹介してもらうのが良いと思われます。

また、スクールカウンセラーへの相談が可能であれば、教師も同席して、

一緒に本人の状態をスクールカウンセラーに伝えて、助言を求める形をと

ることができます。医療機関への受診の勧めはスクールカウンセラーにしてもらえると、仮に保護者が「病気扱いされた」と衝撃を受けたとしても、学校側はフォローに回ることができ、その後の関わりが持ちやすくなります。

Q7　 子供からリストカットを「またやっちゃった」と言われ、「やめた方がいいよ」と軽く返事をしています。すぐに自殺には結びつかないと思いますが、どのように接すればよいのでしょうか。

A7　 「手首を切って、気分が晴れるならば、したいようにさせておけばいい。

そんなことでは死なない」などと言う人がいますが、まったくの暴言です。命を落とすことはない自傷行為であっても、適切なケアを受けられない

と、その後、自殺に終わる危険が極めて高いのです。子供の発している「救

いを求める叫び」に耳を傾ける必要があります。

リストカットを繰り返す子供の絶望感を受けとめつつも、問題に対処するためにそれ以外の方法を一緒に考えていきます。一時的にでも他に注意をそらす練習をすることも効果があります。リストカットに及ぶ子供の多くは自分の価値を不当なまでに低く見ていることが多いので、自尊感情を高めるように働き掛けていくことも大切です。

Q8　　子供に深刻な問題が起きていると気付いて、保護者と話し合おうとしたのですが、「家庭の問題に口を挟まないでほしい」といった態度に出られて、困っています。

A8　　家族全体が深刻な問題を抱えていて、親には子供の救いを求める叫びを

受けとめるだけの余裕がなくなっている場合があります。

このような状況で、教師が誰よりも先に子供の問題に気付くことがあり

ます。教師が助けるのは、目の前にいる子供ばかりでなく、その家族も含

まれることさえあるのです。

教師は、子供ばかりでなく、家族の問題も共に解決するように、粘り強

く働き掛けていってください。一、二回の働き掛けで、家族から拒否され

たと感じても、簡単に諦めてはなりません。

最初は家族が拒否したとしても、辛抱強く働き掛けた結果、閉ざされていた心が徐々に開いていき、自分たちの力だけではどうしようもなかった問題について親が教師に相談を持ちかけてくることがあります。

Q9 　 自殺未遂が起こりました。今後、どういうことに気をつけたらよいでしょうか。

A9　 急ぎ保護者と連絡を取って状況を確認し、学校に戻るまでの間の欠席についてどのように取り扱うかなど今後の対応について協議します。本人とは、保護者の意向や本人の状態にもよりますが、できるだけ早い段階で担任など最もつながりの深い教師が面談することが重要です。本人が死を考えるほど追いつめられていたことへの衝撃、助けになれなかったことへの申し訳なさ、命が保たれたことへの安堵など、正面から向き合って率直に気持ちを伝えてください。

自殺未遂のことを知っている周囲の子供へのケアも最優先事項の一つです。相談を受けていたり、自殺未遂直前に連絡をもらっていたりする場合、強い自責にさいなまれている可能性があります。十分気持ちを受け止めた上で、自分を責める必要がないことを伝え、戻ってきた本人を迎える際の留意点を話し合ってください。いずれにしろ、スクールカウンセラーや地域の専門家に相談しながら対応することが重要です。

※平成26年７月文部科学省『子供に伝えたい自殺予防』「自殺予防に関するQ&A」より抜粋

資料２　「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」

子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。何よりも大切なことは子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことです。かけがえのない子どもを失ったことに対して、教師も、同級生たちも同様に哀しい思いをしていることを率直に伝えるのが大切です。それに代わる対応はありません。

　ここで、以下は、中学生を念頭にエッセンスを説明しますので、参考にしてください。

　なお、これはあくまでもひとつの案であって、すべての例にいつでも完全に当てはまるものではありません。これを叩き台にして、子どもの自殺が起きたという悲劇にどう対応するかという点について各学校で話し合う必要があります。マニュアルに定められたままの型どおりの対応が、かえって遺族の心の傷を深めてしまうことすらある可能性についてもよく考えたうえで、自殺が起きた後の対応にあたってください。

１　自殺が起きた後の一般的な反応（自殺が起きた後に子どもの心にどんな

反応が現れるのか）

(1)一般的な反応（心と身体に起こること）

　　　自殺に限らず、身近に衝撃的な出来事が起こった時には、子どもの心と身体に次のような反応がしばしば現れます。

　・自分を責める：「私があの時に一言声をかけていれば防げたのでは」

　　・他人を責める：「○○君の態度が追いつめたに違いない。許せない」

　・死への恐怖感：「自分もいつか自殺してしまうのではないか」

　・集中できない。ひとりで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ちこむ。

　・まるで何もなかったかのように元気にふるまう。反抗的な態度をとる。

・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢など。

(2)反応の有無にかかわらず配慮が必要な人

　　　クラスの生徒や日頃から目に留めている生徒について、（１）で説明した反応や変化を観察するとともに、以下の情報を集め、配慮が必要な子どもをリストアップしてください。

第5アア　自殺した子どもと関係の深い人

　　　　　「自分のせいではないか」と自責感を持ちやすいため

イ　元々リスクのある人

　　　　　これまでに自殺未遂に及んだり自殺をほのめかしたことのある子供　ウ　現場を目撃した人

　　　　　 フラッシュバックに悩まされることがあるため

２　対応の原則（不幸にして自殺が起きてしまった場合、学校はどのように対

応したらよいか）

(1)校長を中心とする管理職の役割

　　ア　校長のリーダーシップ

　　　　校長は、遺族への対応はもちろんですが、保護者会、記者会見などで自ら前面に立ち、陣頭指揮をとってください。もちろん、教育委員会のサポートが必要です。対応に追われて本質を見失わないよう、「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」の３つを自分に言い聞かせましょう。

　　イ　情報の取扱い

　　　　憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確な情報発信を心がけてください。学校に都合が悪いというだけで正確な情報を出すことをためらっていると信用を失ってしまいます。もちろんプライバシーへの配慮が必要です。また、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることから、情報の取扱に注意が必要です。

自殺報道において控えるべきことをWHO（世界保健機関）が提言してい

ますので、以下にまとめてみました。参考にしてください。

・自殺の手段を詳細に伝えない ・自殺を美化しない

・遺書や写真を公表しない 　　・原因を単純化しない

・センセーショナルに扱わない ・特定の誰かの責任にしない

ウ　遺族への対応

　　　　遺族へのコンタクトを急ぎましょう。自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください。遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねませんから、「家族か

らは○○と聞いています」という表現にとどめる必要があります。

葬儀への子どもの参列についても、遺族は遠慮することがあります。

要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください。葬儀後も関わりを続けてください。

亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポートは学校の大切な役割です。兄弟姉妹が他校にいれば他校との連携が必要になります。

エ　保護者への対応

　　　　今回の事実や学校の対応、今後の予定を保護者に知らせましょう。また、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などをお知らせします。保護者会で専門家から心のケアについて講話（心理教育）をしてもらうと良いでしょう。

　　オ　マスコミへの対応

　　　　校長を中心に、教育委員会がサポートし、一貫した情報発信を心がけてください。もちろん、プライバシーへの配慮と連鎖自殺防止のために情報の取扱に注意が必要であることは説明したとおりです。「前の日に同級生と言い争いがあった」というような断片的な事実が公表されると、特定の子どもに責任がなすりつけられてしまう危険がありますので、慎重な対応が求められます。自殺がセンセーショナルに報道されたり、インターネット上でさまざまな憶測が飛び交ったりすると、全国の無関係な人にまで連鎖（後追い）が波及することがあります。

　　カ　学校再開

　　　　学校の規模にもよりますが、学校再開日（発生後に初めて子どもが登校する日）に大きな集会（全校集会）を開くとパニックが伝染する危険性があります。校長自ら語る場合は、放送を使うか、当該クラスに出向くなどの安全策を講じてください。校長は死亡の事実を伝えるにとどめ、自殺についてはクラスで担任から伝えましょう。子どもの反応に対処で

きるように、亡くなった子どものクラスや保健室などに担任や養護教諭をサポートする教師と専門家が入るようにしましょう。専門家の協力を得て、カウンセリングの態勢を用意してください。

(2)学級担任、部活動顧問などの役割

　　ア　事実を伝える（知）

　　　　教師によって伝える内容が大きく変わらないように、まず伝える内容の基本形を定めた上で、そのクラスに即した伝え方を用意しましょう。自殺はたった１つの原因で起こることはまれで、しばしば多くの要因が複雑に絡み合っていることや、「本人が望んだ死なのだからそれでよい」のではなく、自殺は「追い込まれた末の行動」であることを理解しておきましょう。自殺を美化してはいけませんが、自殺した人を非難してもいけません。

 イ　感情を表現する（情）

　　　　感情をうまく表現することは大切です。学級担任はあらかじめ専門家

からカウンセリングを受けるなどし、自分の気持ちを表現してみましょう。教師が自分の気持ちを否認すると、子どもも自分の気持ちを抑えてしまいます。

悲しい時には泣いてもよいことを伝えましょう。

　子どもが感じたことは、そのまま受けとめてあげてください。ティッシュペーパーを用意しておきましょう。泣き続ける場合は、途中で休憩を入れてください。

自責感や怒りなどの強い感情はクラスで扱うことには無理がありますので、反応の強い子どもには別の機会に個別に関わってください。また、専門家につなぎましょう。

　　ウ　これからどうするかを話す（意）

　　　　事実を伝え、少し感情を出すことができたら、徐々にこれからのことも話しましょう。まず、自分がとてもつらくなった時に誰に相談するのかを話してみましょう。友達、家族、教師の他に、カウンセリングや相談先のことを教えてあげてください。次に、とてもつらい気持ちの友達がいたら、どんな配慮ができるかを尋ねてみるとよいでしょう。

エ　葬儀への関わり

　　　　ウの話の中で、「亡くなった子どもの死を悼むため」、「遺族のため」に何ができるだろうかに話しを向け、葬儀への関わりの準備を始めましょう。亡くなった人をみんなで悼み、悲しみを表現する場として葬儀はとても大切です。ただし、葬儀への参列を強制してはいけません。葬儀のマナーについて教えてあげてください。

　葬儀が終わってからも遺族への関わりを続けてください。亡くなった

子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれませんが、その子

どものことを誰も話さなくなることのほうが遺族にとってつらいことで

はないでしょうか。たとえば、卒業アルバムのことで子ども達から前向

きな提案があれば遺族に伝えてみてはどうでしょうか。

オ　グループでの関わりと個別ケア

　　　　同じように感じている他の子どもの話を聴くと自責感は少し和らぎます。専門家の指導が受けられるのであれば、葬儀が終わってから10人以下の少人数で話し合う場を持つとよいでしょう。

ショックや自責感の強い子どもは、専門家のカウンセリングにもつな

いでください。身体の症状（食欲不振、腹痛や下痢、不眠、身体がだるいなど）を訴える人は医療機関へ受診してもらいましょう。

もし、いじめなどの問題があれば、教師、子どもともに真摯に向き合う必要があります。

カ　教職員へのサポート

　　　 子どもや保護者だけではなく教職員もサポートを必要としています。子どもの自殺は、教師にとっても耐え難い出来事です。職員会議を利用して、専門家から急性ストレス反応とその対応、メンタルヘルスについての講義（心理教育）を早めに受けましょう。10人以内で集まり、率直に体験を分かち合う場を持ってみてはどうでしょうか。不眠が３日も続

くようであれば、医療機関を受診しましょう。１カ月後には、以前より

も酒量が増えていないかどうか点検してみましょう。

　(3)養護教諭、教育相談担当者などの役割

　　ア　ケア全体の統括

　　　　養護教諭や教育相談担当者は、ひとりひとりへの関わりよりも、全体を広く把握することに力点を置き、教師同士や専門家との調整を図りましょう。養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する学級担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を１日１回以上開き、ケア全体を統括しましょう。最初にしなければならないのが配慮が必要なケースのリストアップです。

イ　保健室での対応

　　　　まずは、日頃から目に留めている子どもへの影響に注意を払いましょう。次に、保健室には日頃の利用者以外に多くの子どもの来訪が想定されますので、特に学校再開日には別室を用意し、応援の教師や専門家が対応できるようにしておきます。一度に数十人以上が殺到することもあります。飲み物（カフェイン入りは不可） やティッシュペーパー、毛布など用意しておきましょう。

※平成21年３月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』より一部抜粋

「自殺予防について、教師のできること・できないこと」

いじめや自殺が起こると、マスコミは「なぜ発見できなかったのか」「どうして防げなかったのか」と教師の責任を追及します。しかし、「それ以上に、生徒の自殺の危険に早期の段階で気づいて、教師が適切な救いの手を差し伸べている場合が圧倒的に多い」と、ある精神科医も指摘しているように、実際には教師の誠実な態度が多くの子どもの自殺を防いでいるのです。

　教師は子どもにとって身近な大人のモデルです。「先生、なぜ人は生きていかなければならないの」と問われたとき、真摯にその問いを受けとめ、長所もあれば短所もある生身の人間として、自分の言葉で答えることが大切です。そのためには、教師自身が自殺や死に対する自らの価値観を確認する機会をもつこと、そしてできれば、「人生そう捨てたものじゃないよ」と言えるように自らの経験を広げていくことが必要です。

　しかし、なかには防げない自殺もあります。教師は自分の限界を知りつつ、できるところで精一杯子どもに関わっていくことが大切なのではないでしょうか。専門性とは、「自分のできないことが何かを知っていること」だと言われます。自分の限界を知らずに万能感を抱いて子どもに関わることは、「共倒れ」という最悪の結果を招きかねません。そうならないためには、難しい問題にはチームで関わることです。問題を一人の教師が抱えこむのでなく、できるだけ多くの教師が組織的に関わることで、柔軟な子ども理解や丁寧な対応も可能となります。「三人寄れば文殊の知恵。一人でできないこともチームであたれば何とかできる。困ったことがあればどんどん相談する」と協働することの有効性や楽しさを教師自身が知り、子どもに伝えていくことは、教師自身のメンタルヘルスの観点からも、子どもの自殺予防の観点からもとても大切なことです。

　日常ちょっと愚痴をこぼしたり、困っていることを気軽に相談し合える職場の人間関係を築くことができれば、職員室は教師にとっての「心の居場所」となるでしょう。そうすれば子どもたちも、苦しいときもあれば楽しいときもある、弱音を吐いたり相談することは恥ずかしいことではない、助けあうことで何とかできる、ということを実感していくのではないでしょうか。教師にとっても、子どもにとっても「心の居場所」となるような学校づくりを目指していくことが、学校における最も本質的な自殺予防であるように思われます。

※平成21年３月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』掲載コラム

資料３　保護者等対応資料

１　基本的な考え方

1. 客観的な事実（記録）をもとに対応すること

　「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」など、客観的な事実

に基づいて対応すること

1. 誠意をもって対応すること

　・生徒の問題行動等について、予断や思い込みで対応しないこと

　・生徒の問題行動等についての指導方針を事前に周知しておくこと

　　　 ・保護者が学校に抱く不安や焦りを受け止め、学校の把握する客観的事

実や指導方針について、迅速かつ丁寧に説明すること

1. 法的根拠を踏まえて対応すること

 ・教職員の勘や経験による対応はしないこと

1. 組織的に対応すること

　　　 ・教職員一人で抱え込むことなく、事実を正確に報告、連絡、相談でき

る体制を構築しておくこと

・情報を共有し、組織的に対応すること

２　対応（初期対応　→　報告　→　その後の対応）

　　　保護者からの意見や要望、苦情はあって当たり前のことという認識のもと、組織的かつ冷静に対応すること、最初から問題解決を目指すのではなく、まずは相手を受容することが必要

 (1)初期対応における留意点

1. 傾聴

・相手の話を遮らず、最後まで聴くこと

・「あいづち」「うなずき」「繰り返し」など相手への共感を示す

こと

　　　　　・相手の話を要約して返すこと（明確化）

　　　　　・相手の話に事実誤認や誤解があっても直ちには否定しないこと

　　　　　・こちらの意見や考えは相手の話を十分聴いた後に伝えること

1. 主訴の把握

・相手が最も強く要望することに対し、その改善に向けて対応する

ことで、その他の要望の解決につながる場合があるので、主訴をよ

く把握すること

1. 記録

・記録は、今後の対応策の検討材料となるとともに、警察と連携す

る場合や争訟に発展した場合に重要な証拠となるものであること

1. 対応を求められた場合

・客観的事実が明らかでない場合、対応の判断がつかない場合、急い

で回答する必要はないこと

　　　　　・校内で事実確認、相談をしてから、改めて連絡することを伝える

こと

 ・謝罪する必要がある場合には、「何に謝罪するのか」を示すこと、

その場を収めるために、謝ることはしないこと

　　　　　・対応については、どんなことをいつまでにするかを伝えること

　　　　　・対応できない場合には、明確に伝え、その理由も伝えること

1. 面談

・対応は、可能なかぎり、電話ではなく複数の教員による面談で聴

き取りを行うこと

　　　　　・誰と会うのか、事前に確認すること（法定代理人である保護者へ

の対応が原則）

　　　　　・学校内で会うことが原則

　　　　　・家庭訪問を行うこともあり得るが、対応に困難をきたす相手の場

合、その指定した場所には出向かないこと

　　　　　・対応する時間を事前に保護者に伝えること（対応が長時間となっ

たり、深夜に及ばないようにすること）

(2)対応が難しい場合

　　　対応が難しい場合は、管理職も含めて組織で対応し、校長は速やかに教

育委員会と連携すること（顧問弁護士との連携を検討）

1. 謝罪や今後の対応を文書で要求する場合

・原則として、保護者等個人に向けた文書での回答はしないこと

1. 毎日、長時間の訴えがある場合

・最初に対応できる時間を伝えること

・時間を超える場合には、お引き取り願うか、電話の場合は、時間

を超えたことを伝えてから電話を切ること

1. 威圧的な態度、大きな声で怒鳴るなどの場合

・一人で対応するのではなく、複数で対応すること

・ゆっくりと話したり、落ち着くための時間をおいたり、場所を変

えたりすること

・こちらの話はわざと遮り、自分のペースで執拗に訴え続けてペー

スを握ろうとするタイプや、見下すような、語調で威圧し、優位性を保とうとするタイプには、相手のペースに乗らないように慌てず、丁寧に対応すること

・要求を通すためにこちらの揚げ足を取り、責任を転嫁してくる場

合には、慎重に言葉を選択し、過度の要求に対して、相手に期待を

抱かせるような曖昧な表現は避けること

・不当な要求に屈することなく、組織の方針に従って筋を通した対

応をとること

・再三の注意にも応じない場合は、退室していただくよう伝えるこ

と

・執拗に威圧的な態度等が繰り返される場合や、暴言・脅迫的な表

現が使われた場合は、警察へ連絡すること、警察を呼んだことにつ

いて抗議を受けたら、「警察からそのように指導されています」と

答えること

1. 相手に心の問題が疑われる場合

・複数で対応し、記録を確実に残すこと

・記録を基に医療、福祉等の専門機関等に対応への助言や協力を求

めること

1. マスコミへ対応する場合

・対応窓口を原則、校長に一本化し、教職員全員に徹底しておくこ

と

・マスコミに提供する情報の内容については、事前に教育委員会と

連携すること

1. 金銭の要求

・学校管理下での事故等で、補償や賠償の必要が考えられる場合で

も、勝手に補償等を承諾しないこと

・個人に対して支払いを要求された場合は、対応できないことを明

確に伝えること

・学校管理下の事故等では、日本スポーツ振興センターの災害共済

給付の申請をすること

※平成25年12月広島県教育委員会『保護者、地域と学校の協力のために【保護者等対応事例集】』より要約

資料４　アイスブレーキング事例

グループワーク時に活用できるアイスブレーキングをいくつか紹介しますので、必要に応じて、活用してください。

全体のファシリテーター（進行役）、グループ内のファシリテーターをあらかじめ決めておいてください。

以下は、あくまでも例示です。各校で工夫してください。

また、グループワーク導入時に実施することを想定していますが、必ずやるものではありません。省略することも可能です。各校で他のアイスブレークキングのプログラムがあれば、それを実施することも可能です。

１　共通点グランドスラム

　　　・グループワークの導入時に実施

　　　・所要時間10分～20分

　　　・使用物品：A4サイズ白紙、筆記用具（マーカー）

手順１　グループごとに分かれ、着席

手順２　グループに１枚白紙を配布

手順３　グループメンバーで情報を出し合いながら、「共通点」を探し、見つかったものから紙に書き出します。共通点の探し方はグループにまかせます。

手順４　グループメンバーすべてに共通する点が見つかったら、終了。見つ

からないグループがあっても、制限時間（15分程度）が経過したら、

終了。

手順５　各グループから、それぞれ見つかった共通点を発表してもらいます。

※共通点が見つからないグループは、最も多かった共通点を発表。

終わりにファシリテーターは、各グループに御礼を述べ、ケースタディに入ります。

２　妄想自己紹介

　　　・グループワークの導入時に実施

　　　・所要時間20分

　　　・使用物品：A4サイズ白紙、筆記用具（マーカー）

手順１　グループごとに分かれ、着席

手順２　グループに一人３～５枚の白紙を配布

手順３　全体のファシリテーターが、「もしも・・・だったら」というお題を提示します。各グループメンバーは妄想を働かせ、回答を考え、マーカーで白紙に書き込み、グループ内のファシリテーターの司会により発表し合います。

※お題の例

　　・宝くじで10億円が当たったら？（貯金、借金返済以外で）

　　・無くしたいと思っている自分の短所やコンプレックスがどれか一つ、一瞬で無くなるとしたら、何をなくす？

　　・今、ここに宇宙人が来たら、どんな対応をする？

　　・タイムマシンで行ってみたいところは?

　　・次の誕生日にほしいプレゼントは？

　　・誰でも好きな人を家に招待するとしたら、誰を呼ぶ？

　　・透明人間になれるとしたら、何をする？

　　・ドラえもんに道具を出してもらえるとしたら、何をお願いする？

※各グループのファシリテーターは、グループ内の発表で、メンバーが回答を述べる際に、「どうしてそう思うのか」「それにまつわるエピソード」など、少し掘り下げた話を盛り込みます。

３　オンリーワンよりナンバーワン

　　　・グループワークの導入時に実施

　　　・所要時間20分

　　　・使用物品：なし

手順１　グループごとに分かれ、着席

手順２　グループメンバーどうしで「得意なこと」「自信のあること」を出し合い、全員が何らかのナンバーワンになれることを探します。

手順３　メンバー全員のナンバーワンが出そろったら、その根拠やエピソードなどとともに全体に発表します。

手順４　全員の発表が出そろったら、終了です。時間が無ければ、ある程度の人数の発表で終わることも可能。

○○高等学校生徒対応メモ（取扱注意）　　　　報告日　　　年　　月　　日

資料５　対応メモ様式

※様式は参考例ですので、各校の実態に応じてご利用ください。

※対応したときの手書きのメモの写しを裏に貼付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル |  |
| 対 応 者 |  |
| 日　　時 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　　時　　分 |
| 場　　所 |  |
| 生徒情報 | 　　年　　組　　番生徒氏名　　　　　　　　　　　　　　　（男・女）　・出身中学（　　　　　　　　　　　　）・家族構成（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・所属部活動、成績、出欠状況等 |
| 内　　容 | いつ、どこで、何を、どうしたのか（どうなったのか）、原因は生徒の要望（主訴）等は回答した内容は |
| 参　　考 | ・傾聴（最後まで聴いてから、こちらの考えを伝えること）・原則、複数人で対応すること・時間をおかず、保護者への連絡を必ず行うこと・対応時間は長くならないこと |

○○高等学校保護者等対応メモ　　　　　　　　報告日　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル |  |
| 対 応 者 |  |
| 日 時 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　　時　　分 |
| 対応方法 | 電話　・　面談　（　来校　・　家庭訪問　） |
| 用　　件 | 苦情・相談・情報提供・その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 相　　手 | 　　年　　組　　番生徒氏名　　　　　　　　　　　　の保護者（　父　・　母　・　その他　（　　　　　　　　　　　　）　）匿名　　その他※その他の場合で、連絡先がわかる場合は、下に電話番号等を記載（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 内　　容 | 何に関するものか（　生徒　・　職員　・　学校全体　・　その他（　　　　　　　　　　　））誰が、いつ、どこで、何を、どうしたのか（どうなったのか）、原因は要望（主訴）は回答した内容は |
| 参　　考 | ・傾聴（最後まで聴いてから、こちらの考えを伝えること）・明らかに学校に落ち度がある場合は、落ち度の部分についてのみ謝罪すること・客観的事実がはっきりしない場合は、急いで回答する必要は無いこと　「事実を確認して（上司に相談して）、改めて連絡します」・相手が威圧的態度や言動を取っても、焦らず冷静に対応すること・対応時間が長くなった場合、打ち切ること「他の用務がありますので、お引き取りをお願いします（電話をお切りいたします）」 |

○○高等学校　研修振り返りシート（個人用）

資料６　研修振り返りシート様式

※様式は参考例ですので、各校の実態に応じてご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 日　時 | 年　　　月　　　日（　　）　　時　分～　時　分 |
| 内　容 | 今日の研修を通しての、あなたの気づき（認識を新たにしたこと、参考になった意見、生徒観など）はどのようなことですか |
| 今日の研修を通して、本校の生徒指導体制はどのように改善するべきと考えますか |
| 今後も、校内での生徒指導研修を継続しますが、どのような形式を望みますか |

○○高等学校　研修記録用シート　※ケースごとに作成してください

**ケース（　　　　　　　　　　　　　）**

|  |  |
| --- | --- |
| 記録者氏名 |  |
| 日　　　時 | 年　　　月　　　日（　　）　　時　分～　時　分 |
| グループメンバー |  |
| 協議テーマ |  |
| 内　容 | メンバーの意見を否定しないでください気づき、新たな認識、改善方法等を記載してください |

○平成28年度　生徒指導等の在り方検討ワーキンググループ委員

臨床心理分野（新潟青陵大学教授）　　　　　　　　　　　　本間恵美子

情報教育分野（敬和学園大学教授）　　　　　　　　　　　　一戸　信哉

保護者代表　（新潟県高等学校PTA連合会（巻高PTA会長））吉田　金豊

教育相談分野（チャイルドラインにいがた代表）　　　　　　小林富貴子

学校関係者　（新潟市立葛塚中学校長）　　　　　　　　　　若月　弘久

学校関係者　（県立村松高等学校長）　　　　　　　　　　　今西　博一

学校関係者　（県立巻高等学校教諭）　　　　　　　　　　　大野　善

教育行政　　（県立教育センター指導主事）　　　　　　　　吉原　寛

教育行政　　（県教育庁高等学校教育課長）　　　　　　　　飯田　昭男

○会議開催期日

　第１回　　平成28年 ９月23日

　第２回　　平成28年10月17日

　第３回　　平成28年10月31日

　第４回　　平成28年11月16日

　第５回　　平成28年11月28日

　第６回　　平成28年12月 ６日

　第７回　　平成28年12月14日

　第８回　　平成29年 １月16日

　第９回　　平成29年 １月30日

　第１０回　 平成29年 ２月13日

　第１１回　 平成29年 ２月28日

　第１２回　 平成29年 ３月15日

【参考文献】

　・『生徒指導提要』（平成22年3月　文部科学省）

　・『生徒指導を理解する～「生徒指導提要」入門～』

　　　（平成23年３月　『国立教育政策研究所紀要第140集』）

　・『月刊生徒指導』（学事出版）

　・『生徒指導リーフシリーズ』

（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）

　・『子供に伝えたい自殺予防』（平成26年７月　文部科学省）

・『保護者、地域と学校の協力のために【保護者等対応事例集】』

　　　（平成25年12月　広島県教育委員会）

・『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』（平成21年３月　文部科学省）

|  |
| --- |
| 生徒指導研修資料　Vol.１平成29年２月新潟県教育庁高等学校教育課〒950-8570　新潟県新潟市中央区新光町4-1TEL　025-280-5124　FAX　025-285-7998 |